

2025年7月1日

株主各位

東京都豊島区西池袋5丁目18番11号  
スーパーバッグ株式会社  
代表取締役社長 樋口 肇

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年6月27日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 2,375株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金2,444円
4. 給付金額の総額	金5,804,500円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年6月27日開催の当社取締役会決議及び同日付けの当社代表取締役社長の決定に基づき、下記6.記載の当社の取締役4名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金5,804,500円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,444円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 4名 2,375株 ※監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年7月18日

以上